

明末清初の湖州方志二種

濱島 敦俊

一 序言

唐宋変革を経過して後、中国の各地で盛んに地方志が編纂されるようになり、とりわけ経済・文化両面で中国の最先進地域の位置を占めた江南^①では、この地の経済・文化的力量を基盤に、数多の府・州・県が方志を編纂し始め、明代以降はこの傾向が一層盛んとなった。藤井宏、西嶋定生や傅衣凌等、二十世紀中葉以来、明清社会経済史研究の道を拓いてきた先学が、最も重視した史料が方志であり、それは既に半世紀以上を閲した現代に至るまで変わらぬ。一九七〇年代に台湾で『方志叢書』が編まれ、さら二十世紀末以来、方志を集成した各種の叢書が中国で刊行され、その閲覧・利用は極めて至便となっている。

なかんずく浙江湖州地方は、古く南朝時代に淵源する文化の蓄積も基礎に、各種の書籍が刊刻され、方志も宋代から民国時期まで多数編纂されてきた。三十年前に浙江省方志辦公室の方志工作者四名^③が共同で著した『浙江方志源流』(以下、『源流』と略称)は、同省の方志の編纂情況について紹介し、詳細な考察を加えている。同書に拠れば、浙江

省の中でも特に湖州の方志編纂には、格別に高い評価が与えられている。既に宋代の湖州では、十五種もの方志が編纂されたという。元代にも空白は無い。『永樂大典』の中で奇跡的に全巻が生き残り、影印出版され、現在、我々が容易に閲読できる洪武『湖州府志』が、随所に元刊の呉興つまり湖州の方志を引用していることは、ご存知の方も多⁽⁴⁾いであろう。

明清時代には、府志が九回も編纂された。その中でも、特に二百数十万字に及ぶ浩瀚な同治『湖州府志』（同治十^三一八七四年刊）について、『源流』は「巻幅浩博、内容豊富」と極めて高く評価しているが、筆者も全く同意する。筆者は江南地方史の学徒として、情報の豊富と精確という点で、この方志に加え、崇禎『松江府志』と光緒『常昭合志稿』、併せて三種を江南デルタ方志群の頂点に位置するものと考えて来た。この同治『湖州府志』⁽⁵⁾は、清代後期の作品とは言え、明代や清代前期に就いても有用な情報を提供する。本論に述べるような経緯で、明末清初の情報を語ってくれる方志が单薄な状況に在って、同治府志の果たす役割は大きい。

このように湖州の方志編纂を絶賛して来たが、実は、同時に、魚龍混雜、玉石混淆の感もまた禁じ得ない、何ともお粗末な方志が存在する。明末清初に出現した、崇禎『烏程縣志』と順治『湖州府志前編』である。烏程県は帰安県とならんで、湖州附廓の県、いわば文名高き湖州のコアに位置し、高名の文人・士大夫に充ちていた。全く同時期、在野の名儒陳繼儒が惜しみなくその智的力量を注ぎ込んだ崇禎『松江府志』が出現しているのに対し、何故に財力豊に文名高き湖州が、無様な方志しか生み出せなかったのか。その所以を探り、背景にあった当時の社会状況を論ずることが本稿の目的である。（なおこの文章の原型は、二〇〇二年、國立台灣暨南國際大學で開かれた、「中国の方志」

を主題とする学会での報告を、『暨南史學』第七号に掲載したものである。）

二 方志の機能

本題に入る前に、何故に地方の官憲或いは民間人士は、「方志」を編纂・刊行したのか、その動機・目的を考えておこう。一般に、方志編述の最大の motivation は、郷土社会の共同の歴史記憶を文字を以て留め置くことに在った。斯様な漢人居住地域に普遍的な願望を充たすことが、方志の第一の機能である。その上で、方志は各地の民間社会と官憲の関係において、更にいくつかの重要な機能を有している。

その第二の機能は、治政に当たる「地方官の参考書」としての役割である。厳格な本籍迴避制度の下で、時には言語すら通ぜぬ異郷に赴任する地方官にとって、当該地域の自然現象・社会事象双方の過去・現状について具体的に記述する方志は、施政の基礎となる地域情報を提供する何よりも便利なガイドブックの機能を果たす。明末以降増加する官箴書（行政指南）は、任地決定直後の心得をば以下のように説く。「各地の人物が首都には多く集まっている」から、北京を離れる前に、「必ず当該地出身の人士を訪問し、風俗を尋ねよ」⁶。そして着任後は、必ず「本地の志書（『方志』）を取って、丁寧⁷に翻閲せよ」。清代の官箴書の中で、最も丁寧⁷にこのことを勧めているのが、黄六鴻『福惠全書』である。同書は、任地決定後、「首都は四方各地から人が聚まる所である。或いは彼の地に赴任した人物があり、或いは彼の地の出身の士紳がいる。ともに詳しく訊ねることが出来よう」⁸と言う。そして、赴任直後には、先ず方志

を繕くべきであつて、それは「一県の山川・人物、租税・物産、村落・市鎮、祀廟・橋梁の類は、全て方志に詳しく書かれている」からであり、「治政は是によつて十分なものとなる」と説く⁹⁾。このように、未知の地に赴任して来る地方官は、必ず方志を閲読して、任地の森羅万象を掌握するのが常であつた。

この第二の機能は、演繹的に第三の機能を生み出すことになる。方志が地方官の施政の参考書という機能を有し、彼等が必ず閲読するとすれば、逆に現地の上民からすれば、自己の事情を首長に認識させる道具とすることが出来る。当地の人士は、方志を通して、官憲、延いては国家に、当地の利害と要求を示すものとなる。外地人たる知県に対し、本地は何の実施を望んでいるか（逆に何が行われるのを拒否するか）をば、官憲に向けて提示するのである。この地の人士は、新任の官員が方志の閲読を通して、本地が必要とするもの、不必要なものを了解させる。特に明代後期、農業・手工業ともに高い生産力を誇り、豊富な財貨を蓄積しつつあつた江南デルタでは、中央政府の無限の財政要求に抗して、地方の利益の保護を主張する、所謂「地方主義 localism」がますます高まりつつあつた¹⁰⁾。方志はこのような新機能を發揮しつつあり、更に言えば本地の支配階層が、自己の意志を治民官、さらに国家権力に対して暗示する、一つの重要な手段であつたと言える¹¹⁾。

総括すれば、明代後期以降の方志には、三点の機能が見出される。(一) 共同の歴史記憶の保存。(二) 牧民官の参考書。(三) 地方の中央に向けた主張。この本質を踏まえた上で、明末清初の湖州で出現した二種の方志をみてみよう。

三 奇怪な順治『湖州府志前編』

明清鼎革の後、順治六年（一六四九）湖州府は『湖州府志前編』を刊行した（以下、『府志前編』と略称）。国内では、内閣文庫に所蔵されている¹²。ところで、人は一見するや直ちにその正式の書名について、疑問を抱くであろう。何故『湖州府志』と言わないのか。『前編』有り、では『後編』は有りや？ 存在しないのである。

前掲魏橋等『源流』は、順治『湖州府志前編』を評価して言う「内容は簡略であり、多くは旧志を草率に^{つぎはぎ}拼接^{つぎはぎ}しており、特に、主として萬曆『湖州府志』¹³の内容を削って成った¹⁴」。然らば、万曆府志はどのような方志であったのか。その水準に就いて、中国のある方志学者は、「体例は未だ精確ならず」、「舛誤・遺失の処がかなり多く」、「利用には注意を要する」と甚だ厳しい評価を下している¹⁵。多くの学者が同意されるであろうが、湖州人士の文化水準が、隆慶〜萬曆初期に、特に下落したという歴史事実は全く考えられない。何故に万曆府志が杜撰なものとなったのか、湖州地域社会の社会的あるいは政治的要因が有ったのかもしれないが、現在、その原因は謎であり、後考を俟つ。

ともあれ、然りとすれば、この万曆方志を承けた『府志前編』に、上乘の作品は到底期待できないであろう。記述内容の水準のみではない。万曆府志が万曆六年に刊行されたとすれば、続く順治初の『府志前編』は、当然に万曆・天啓・（泰昌）・崇禎年間、総じて明代後期の湖州に関する情報を提供する筈である。現在、脳裏に即座に浮かぶだけでなく、董氏之變¹⁶、均田均役改革¹⁷、天啓白蓮教乱と¹⁸、社会・財政上の問題に事欠かない。経済史から言えば、松江棉業

と並んで、湖絲を以て著名な湖州の養蚕・製糸業が興隆する時期である。政治的にも中央朝廷は多事の秋であり、その影響は当然に湖州にも及んでいる。しかし、既に明末から編纂が始まっていたであろう『府志前編』には、関係する記事が殆ど無い。つまり後世の歴史研究者の為に有意義な史料を、何等提供しないのである。本地に赴任して来た官僚にとつても、全く参考書としての機能を欠いていることになる。当然、共同の歴史記憶を伝存するという方志の根本的な作用など、本地の人々は全く期待し得ない。否、むしろ、『府志前編』は、読者に真実にして詳細な情報を提供することを敢えて忌避したことが看取される。

では、方志編纂が斯様にお粗末と言う現象は、同時期の江南地域で普通に見出されるものであろうか。決してそうではない。既に紹介したとおり、隣接の松江府では全く別の状況が見られた。巨編崇禎『松江府志』は、身分は在野の生員でありながら、『文名蓋世』の文人陳繼儒に依つて編まれた。元来この大儒は、所謂「経世」・「実学」を非常に重視していたのである。崇禎年間、蘇州・松江二府を治めた分巡蘇松道錢繼登¹⁹への返書で、以下のように述べている。

郷紳は、道学を論ずるよりは、真剣に賦役を講ずるべきです。地方官は、訴訟を論ずるよりは、細心に賦役を整理した方がよいのです。これぞ真に王朝を裕かにし、人民を愛することであつて、江南と言う国家の財源地域で最も重要な要務なのです。²⁰

この言に違わず、崇禎『松江府志』は、地方官及び本地の紳・士・庶各階層の有識者の意見・提議・指示から規範類まで大量に引用し、地政・税糧・徭役・水利・鹽政等、明末当時の松江府が面隣していた各種の問題に極めて豊富な史料を残してくれた。特に徭役についても、三卷の篇幅を充てて問題を論じ、改革の必要性を強調している。此れに反し、順治『湖州府志前編』と崇禎『烏程縣志』は、徭役に関する記述は皆無に近く、崇禎松江志とのコントラストは際立っている。

ついでに言えば、松江府の場合、府下に華亭・上海と青浦三県を持つが、青浦はデルタで地勢最低の地に在って開発が最も遅く、中期弘治年間に県が漸く設置された。所謂松江棉業を以て繁華を誇る二県に比し、県勢は振るわない。府の主流は附廓の華亭と上海二県であり、両県の徭役制度の差異は極めて小さい。此れに比し、蘇州府は一州・七県を有し、徭役制度も各県の差異が大きかった。⁽²¹⁾複雑な徭役改革が続いた明代後期、府志の編纂は為されず、正徳『姑蘇志』以来、康熙『蘇州府志』まで空白のままであった。恰もその空白を補填する意思を示すかの如く、附廓の崇禎『吳縣志』は、極めて詳細な記述を残してくれている。

つまり、『府志前編』の示す惨状は、まこと湖州のみの特異な事象なのであって、この時期・この地域に共通する現象では決してない。それならば、この草率は偶然に出来したのであろうか。筆者は否定する。

思うに、湖州人士は、士紳を中心に、万曆府志を継ぎ、その（恥ずべき）不備を補うべく、新たな府志の刊行を期し、万曆後期から崇禎年間まで編述の事業を進めていた筈ではないのか。しかし特別の原因によって、原稿は完成に到らなかったのか、或いは原稿を完成しても全てを公開できなかったのか、最終的に刊行されたのは、「後編」が缺

落した、奇々怪々な『府志前編』であった。思わず、湖州人士は恥ずかしくなかったのか、と問いかけたくなる。何故にそのような異常な事態が起こったのか。たとえ直接に語らずとも、些かなりともその編纂経緯を示唆する史料は、半世紀以上の探索を経て全く出て来ない。湖州附廓の烏程県における崇禎『烏程縣志』の成立をめぐる経緯を、次節に詳述するが、そこから推定すると、完成した原稿に関して、郷紳階層の議論が紛糾し、方志は結局陽の目を見ることなく廃されたと考えられる。

四 奇妙な崇禎『烏程縣志』

奇怪な『府志前編』と編述時期が重なり合い、編纂に関与した者も重複していた可能性の高い、崇禎『烏程縣志』（以下『崇禎県志』と略称）は、崇禎十一年（一六三八）に刊刻された。国内では、国会図書館（旧上野図書館本）が所蔵するのみである。⁽²²⁾

繰り返すが、県志に期待される第二の機能は知県の施政参考書であり、続けて第三の機能は、本地の有力者階層の願望・利害を治政に反映させることにあった。一般周知の觀念として、知県の各種の任務のうち、取り分け肝要なもの、「刑名」⇨裁判と「錢穀」⇨徴税である。従って、地方官が赴任に際して必ず帯同する顧問⇨「幕友」も最低二名を要し、この二項を分担した。

このうち「刑名」については、方志が論及すること極めて稀であり、管見の限り、正徳『江陰縣志』と乾隆『永定

縣志』二種が存在するのみである。⁽²³⁾ 方志が敢えて紙幅を「刑名」に割かぬのは何故か。乾隆『永定縣志』は言う。

府県の方志は、是（刑政）を記述すること、極めて稀である。そもそも律例の定めは、朝廷より出るものであるから、（空間的には）天下が挙って守るものであり、一州一県に限られてはいない。（そして時間的には）世々代々、その罪の軽重が定まってきたり、また一日一時のことではないからである。⁽²⁴⁾

確かに一理あり、天下の府県、そこで生起する犯罪や紛争は、決して清一色ではないにせよ、自ずと全国普遍の法規範の範囲内に収まり、共通の律例をもって処理できるものであったろう。

これに引換え、賦税・徭役は、地域ごとの差異が大きい。既に述べたように、蘇州一府にあっても府下の諸州県ごとに大きな相違が有った。従って方志は、例外なく当該州県の税糧・徭役を具体的に詳述するのが常である。但し、稀な例外が存在する。この『府志前編』と『崇禎県志』であり、明代後期の賦役の情報を全く提供しない。

厳密に言えば、『崇禎県志』は卷三「賦役」の一卷を有し、それには「戸口」、「賦役」、「税糧」、「鈔額」、「均平」、「均徭」、「兵餉」、「民壯」、「漁課」、「驛傳」、「課程」等の十一項が、一応立てられている。ただその「賦役」⁽²⁵⁾を看ると、江南五府では、明代後期に在っても、普遍的にまだ力役として残存していた、糧長・里長などの「里甲正役」についての記述が全く無い！

江南デルタでは、全国に先駆けて、里甲雜役の銀納化が進み、これまた全国で最も早く進んだ税糧の銀納化と併せ

て、「雑役」は税糧の付加税と変わっていた。他の地方と異なり、所謂「一条鞭法」が、この地であまり意味を持たぬのはその故である。しかし、里長・糧長が徴税し、県衙に上納し、さらには首都などへ運送する「里甲正役」の任務は、まだ具体的な役務として残っており、その改革は、嘉靖年間後期から崇禎年間まで、重大な行政・社会問題となっていた。当然に、崇禎『松江府志』を始めとして、多くの方志がかなりの紙幅を割いて、この里甲正役改革問題を論じている。しかし、『崇禎県志』は里甲正役の現状やその負担方式を一字も語らない。其のはずである。「賦役」の項目は、隆慶年間（一五六七～七二）の県人王道隆の『菰城文獻考』から引用することで終わっている。つまり明代後期の深刻な徭役問題を、完全に無視したのである。万曆・天啓・崇禎年間と、江南五府の各府・県では、里甲正役の改革をめぐって、大きな展開が見られ、後述するとおり湖州府（烏程県）でも然りであった。それを確と無視するのは、一体どういうことなのか？

何とも有り難いことに、『崇禎県志』自体が、その原因を語る記述を残してくれた。一般に方志は、史料採訪から選択・叙述の原則を凡例として冒頭に乘せており、『崇禎県志』も同様である。しかし、『崇禎県志』は、加えて凡例の末尾に「修志原委」一文を載せ、つまり編纂刊行の経緯について詳しく述べている。記述者は、事実上の編纂責任者であった生員徐樸であり、その父徐守綱から父子二代にわたって編纂に従事したらしい。長文ではあるが、全文を紹介しよう。

天啓六年（一六二六）に、知県馬思理閣下（天啓二年任）は、烏程が文名高き地であり、風俗順良なるにも拘ら

ず、方志が長年缺如しており、故事を調べるのに由無きことを痛感されていた。そこで慨然として、先父徐守綱に委嘱し、編纂事業を興された。先父は遠近から資料を収集した上で、自宅に籠って編述に専念し、一年有餘で草稿が完成、馬閣下に呈上した。馬閣下は本県の全郷紳に閲読を請い、それが終われば刊刻に付す計画であったが、会計の期限が迫り、遂に残念ながら実現しなかった。その後、王夢鼐閣下（崇禎四年任）は旧稿を補訂され、刊行に尽力されたが、崇禎八年（一六三五）転任せねばならず、折角の志を遂げることが出来なかった。そしてこの年の冬には、先父も世を去り、事業の完成は後に残されたのである。その後、劉（沂春。崇禎八年任）閣下が来任され、着任直後に亡父の遺稿を閲読し、よく民風が採集されていることを認識された。そして父の事業の継続をば、その子の樸に命ぜられた。ただ同時に、事は全県に関わるが故に軽々には運べぬと慮られ、特に樸に下命して、再び全県の郷紳に回覧して、評価・審査を請い、この事業を慎重に進められたのである。たまたま、御史潘士遴閣下は家居されておられたが、その文筆は絶えること無かった。厳しく査閲され、濫りに情に流されること無きよう、楚々と清裁された。太子太保閔夢得閣下も在世中に心をこの方志に留められ、弟の生員閔元衛氏が学識渊博なるを以て、彼に命じて参訂せしめ、不備を補い、今に濫あらず、古に漏あらず、輝き映え、不朽に残すべきものとなった。²⁷

管見の限り、方志の編纂の経緯を伝えてかくも詳細なもの、他に有るを知らぬ。

烏程の徐氏父子、知県の委嘱を承けて編纂に従った。長年月を経て、陽の目を見た作品は、亡父並びに自身の所期

とは似ても似つかぬ、愚劣・無様なものであった。父子の史家たる誇りは打ち砕かれた。後世、世人の嘲笑・批判を浴びることは必定である（現に二十世紀後半に到っても、『源流』が出現したし、二十一世紀の筆者も罵っている）。方志を以て、汚名を残すことは、士人・文人の誇りに掛けても絶対に拒絶したい。経緯は伝えられねばならぬ。確かに怨念が、直率な文字としては語られてはおらぬ。しかし、我々は行間から、史家徐樸の無念と憤怒を十分に読み取ることができる。末尾の「今不孚、古不漏」とは、まこと、強烈な皮肉である。

この方志編纂は、例えば崇禎『松江府志』（陳繼儒）・萬曆『秀水県志』（黃洪憲）などのように、本地の有識人士の主導で始められたものではなく、完全に知県のイニシアティブから始まり、続行された。樸の父、徐守綱が如何なる人物か、方志に記載がない。一般に言つて方志編纂に従事する者は、階層・身分に違いはあれ、全て読書人に属する。事業を引継いで委嘱された息子は生員であり、父も生員であったと推断して誤りはない。

中間の空白を挟みながら天啓から崇禎まで、三人の知県の熱意に依つて編纂が進められた。幾たびか完成した原稿は、知県の配慮に因り（当然であろう）、県内の全郷紳の査読に回覧された。俗に言えば、多くの手が入り、ズタズタにされたのであろう。最後、崇禎年間になって、査閲が二名の郷紳に委ねられた。

先ず、「潘士遴」。方志には見えない。しかし『崇禎県志』の原本を見ると、「遴」一字は字の大きさも微妙に異なり、後世の象嵌に見える。この人物は、「柱史」つまり監察御史に補されており、進士に相違ない。『崇禎県志』巻六科甲、万曆二十年（一五九二）条に、進士「潘士達」が見える。次に、宮保＝太子太保「閔夢得」は、同じく「科甲」万曆二六年（一五九八）条に見える。彼は官界で出世し、同条の記述では、最後には兵部尚書にまで到り、崇禎十年

(一六三七)に死去した。彼は自ら査読にあたるとともに、弟に命じて「参訂」せしめた。潘・閔両名とも、当時、烏程県の郷紳のいわば最長老であった。簡潔に言えば、『崇禎県志』は、郷紳階層の意向に完全に添うことで、世に出たのである。烏程は帰安と並んで附廓の県であるが、両県は地域社会としては一個の存在であり、コアとして湖州全域を控制していた。奇怪な『府志前編』の出現も、この奇妙な『崇禎県志』の刊行も、完全に同一軌道の上に発生したのであった。

五 湖州郷紳と徭役

何とも異常な崇禎県志が、郷紳に非ず、知県のイニシアティブに始まったこと、生員身分の史家、徐氏父子二代の営為も、繰り返し郷紳の検閲を受けたこと、そして何と隆慶以降、明代後期の徭役の一切を削った方志が出現したことが、明瞭に看取される。何故か。一般に徭役問題は、全国各府県のどこでも、「錢穀」領域の中で、重要な意味を有しており、当然に方志は、多くの紙幅を割いて叙述する。しかし、湖州府のコアの地域では、全郷紳が眼を光らせ、方志が情報を与えること、ひいては住民の共同記憶に留めることを徹底して拒否したのである。何故であろうか。

筆者は二十〜三十歳代前半、江南デルタの郷紳・優免特権・均田均役改革に考察を集中し、成果を得た。従前、数名の先学は、均田均役について、郷紳・優免という keyword に全く気付かずに、只管、村落組織としての「里」の編成原則の変遷―戸数から田地面積へ―のみを追及されていたが故に（率直に言って、全く誤った無益な方向であっ

た)、資料を細心に読めば看得された筈の郷紳優免問題を看過された。筆者は、二十代中期の江南デルタの圩田水利研究の中で、郷紳とその優免の問題が明代後期江南デルタ各地の諸改革の關鍵を成していることを発見し、延長上に均田均役改革に進入した。詳細は、拙著(一九八二)の第二部「明清江南の均田均役法」第五章「明末浙江の均田均役法」、そして特に第三章第九章「均田均役法実施の背景」第二節「湖州府の改革」に譲るが、多くの史料を発掘し、詳細に事実を説明することができた。

嘉靖年間から、江南五府ではある社会現象が顕著となりつつあった。官僚の資格を獲得した措紳士大夫が、特に「郷宦」・「郷紳」という新たな語彙を以て呼ばれるようになる。新たな呼称の出現は、宋代以来の「士大夫」という本質に特段の変化は生じていないにせよ、郷里社会における彼らの存在・生活様式に、目立った変化が生まれてきたことが原因である。当時の史料には、地方社会における郷紳乃至その家人(＝奴僕)の横行を語るものが多い。それら庶民の非議の中で、この時代と地域に特有の不法行為として特筆されるのが、国法上は官紳と雖も負担せねばならぬ里甲正役を、彼等が「優免特権」を楯に一切拒否することであった。既に約半世紀前に詳しく実証したが、明末崇禎年間、浙江布政使金之俊が簡潔率直に指摘する上言を紹介する。

郷紳の優免特権は、必ず『大明会典』の規定を遵守して制限すべきであり、無制限に認めるべきではない。所有地の面積が限額を越えるものは、全て徭役を負担させる。規定の免額以下の土地は負担せずともよい。臣が会典の記載を見るに、現職の官員については、官品に応じて、(雑役賦課基準である)人丁と税糧につき免除する規

定があるが、優免は戸役（＝里甲正役）には無関係なのである。里甲正役を（不法にも）優免しているのは、ただ江南（南直の蘇州・松江・常州三府）と浙西（浙江省の嘉興・湖州二府）だけである。⁽³¹⁾

つまり明代後期の江南五府のみ、郷紳は多くの土地を所有しながら、優免特権によって里甲正役を免除されているのである。官員乃至郷紳の徭役免除に関する国法は、洪武初、寛嚴固定しておらず流動的であった。洪武十三年（一三八〇）、胡惟庸の獄を契機に、朱元璋が士大夫官僚の締め付けを極度に強めたその年、制定された規範が、明末まで形式的には存続した。⁽³²⁾それは、優免特権は現職の京官の里甲雜役のみが免除され、里甲正役は免除しない。外官は全く免除されず、致仕・休職の官員も同様である。敢えて言えば、優免特権は殆ど無く、官員のごく一部にのみ、いわば“雀の涙”の如く与えられた恩恵であった。それは、嘉靖後期、最も早くに江南郷紳の不法な優免の全廢を主張した、浙江海鹽県の拳人王文祿も、激して語るとおりである。

（限制無き優免特権を批判して）賦役黃冊を見てみよう。ただ“男一丁・藁葺家屋一軒・田數畝”等と（雜役賦課基準の人丁・事産を）記すのみであり、誰は郷宦、誰は進士、誰は拳人”などとは記されていない。つまりは、（郷紳も庶民も）同じく齊民であり、優免特権の規定など無いのだ。疑うなら自分で黃冊で確かめよ。京官が（雜役を免除されるのは）職務が大変だからである。官員本戸の土地だけを優免するのであり、詭審の土地⁽³³⁾まで免除するのではない。地方官・休職・退職者には優免はないのだ。⁽³⁵⁾

然しながら、現実には、江南の郷紳は無制限に優免特権を享受し、正役を負担しない。優免とは、決して徭役そのものが消滅するのではない。残存する徭役は、誰か他者が負担せねばならぬ。特権を持たぬ庶民地主階層（中人と表現される）に負担は転化され、やがて此等「中人」階層の破産没落が相繼ぐ社会現象となる。徭役負担の改革、即ち所有地に対する優免の限額設定、超過分の土地については、郷紳にも正役を負担させる要求が、中人階層から出て来るのは当然であった。この改革が、均田均役と呼ばれた。ここで「均田」とは土地面積に応じて徭役を課すること、「均役」とは郷紳も負担させることを意味する。最も早くには、嘉靖末期、浙江海鹽県で庶民地主たちから要求が出され、これに対し郷紳地主は主唱者を捕えて自宅に連行し、鞭打ちする事件も起こった。³⁶このような事態に対し、自らは郷紳身分に属しつつも、举人王文祿は敢然として改革³⁷均田均役を推進した。郷紳階層の暴力に抗して、海寧衛世襲武官出自の王文祿は、劍を佩き、改革を推進する海鹽知県の傍らに在って護衛したという。

嘉興の隣府湖州に於いても、郷紳の避役、中人の没落は同様の現象が見られた。此れに対し、万曆二十九年（一六〇一）の編番³⁷に際し、均田均役実施を浙江省首脳―巡撫と巡按御史―に提案したのが、烏程縣東部の大鎮南潯鎮に居住する郷紳朱國楨であった。万曆十七年進士、庶吉士を経て翰林院のエリートコースを歩んでいた朱國楨（天啓年間には内閣大学士に上っている）は、ちょうど休暇で家居していた。庶民の艱苦を見て耐え切れなかったのである。彼の提議は、省の両首脳、巡撫と巡按に裁可され、「嘉湖則例」として実施命令が下っていた。当然に郷紳階層は大いに不快・不満である。知府・知県も、上からの命令はあれ、容易に着手できない。一方、庶民地主階層は大いに歓迎

した。矛盾が爆発寸前に到った時、巡按御史が恒例の巡察で湖州にやって来るといふ。朱國楨も南潯鎮の自宅を出て平望鎮⁽³⁸⁾に往き、巡按御史を迎え、同船で湖州に向かう。無数の民衆が水路兩岸に結集し、「均田便民」と大書したプラカードを掲げ、スローガンを大呼する。水に飛び込む者もある。府城に到着し上陸すると、請願の群衆が巡按の轎を囲み、口々に訴願する。巡按御史は、出迎えた烏程・歸安両知県に対し「三日以内に鎮静せよ。さもなければ貴官らの責任を問う」と厳命する。やむを得ない自棄になった知県は（トニカク、ヤリヤインデシヨ）細かい配慮を欠いたまま、全面的な「均役」の実施を決定した。つまり、庶民は、一応勝利を獲得したのである。

収まらぬは、郷紳である。彼等は高举して知府を訪問し、抗議する。府学を会場に、郷紳と知府の集會が開かれた。結局知府は、「この事態を惹起した責任は、必ず朱平涵先生（國楨の字）に問うことにする」と郷紳を慰撫した。其れでも収まらぬ郷紳家の子弟たちは、配下の農民を組織し、全ての城門を制圧、朱國楨を探すが見つからぬ。次の一歩、府城を出て、東部南潯鎮の朱國楨宅の襲撃に向かう。しかし、途中で偵報が入り、南潯には多くの群衆が結集、待ち受けていて乱闘になるであろうと告げられる。誤報であったが、郷紳集団は此れを信じ、府城に引き上げた。しかし、結局、改革は頓挫し、朱國楨は騒乱状態出来という、身に覚えの無い事態の責任を問われたのである。

なぜここまで詳細な状況が判明するのか。零細な論及の文字は各種残されているが、勿論、方志は一切語らない。実は、朱國楨自身がこの詳細な記録を残してくれたのである。史家としても著名であった彼は、隨筆『湧幢小品』に、極めて冷静で觀照的な叙述を行っている⁽³⁹⁾。

奇妙奇怪としか形容できぬ二つの方志の謎は、かくて氷解した。湖州郷紳は、何とも恥ずべき行為を展開し、その

階級的利益を守り抜こうとしたのである。時間の経過とともに、均田均役は止むを得ざる改革であるとの認識が、江南デルタ全域で、明末清初までに形成されていった。自己の忌まわしい行為は、隠蔽・忘却されねばならぬ。湖州人共有の歴史記憶に残すなど、もつてのほかである。郷紳は方志を繰り返し検閲し、徐氏父子の苦心の記述はズタズタにされ、結局は陽の目を見ることが無かったのである。

六 結語

もはや多言を要しないであろう。方志は決して平等な地域社会の産物ではない。多くが、当該地域の有力者の意図に沿う形で編纂された。其の典型を、文名の高きを誇った筈の、湖州士大夫の醜い行為に見出すことができる。辺境僻遠にして貧寒の地であれば、粗末な方志も、我々の想像力の範囲内である。しかし、全国で最も高い文化水準と経済力量を誇る地域で起こった事件である。

因みに、同時期、同じ湖州府の北部に位置した、府内ではいわば *periphery* の長興県では、朱國楨の同門の親友⁴⁰、丁元薦が家居しており、郷紳の長老として改革派の知県を補佐し、均田均役改革を実施しようとしていた。しかしながら、既に見たように、*core* の烏程・歸安両県で改革が挫折し、その頓挫のあおりを受け、湖州長興県でも実現できなかつた⁴¹。怒れる丁元薦の述べる、両県の郷紳への侮蔑の辞を以て、この奇怪な湖州方志二種の考察を閉じることにしてしよう。

烏程・歸安二県の搢紳なんぞ、長興県で（敢えて積極的に徭役を負担する）素封＝庶民地主の足許にも及ばぬ。（中略）余は幼時、亡父からよく教えられた。「代々朝廷の禄を食み（優免特権を享受してきた）郷紳は、子孫の代に（科第者が出ず）庶民に落ちた時、重役を科されること多く、忽ちにして家は瓦解する。無理もない。昔、富裕であつて耳目にしたことも無い仕事を負わされると、即座に倒れてしまうのは当然だ。むしろ、先んじてそのことに慣れておいた方がよいのだ」と。⁽⁴⁾

註

(1) 江南という地域の範圍に、固定した概念は存在しない。筆者は繰り返して以下のように提示してきた。特に言明せぬ限り、筆者は、明清時期の南直隸＝江蘇省の蘇州・松江・常州三府と浙江省の嘉興・湖州兩府、合計五府の領域を「江南」と称する。理由は以下の六点に拠る。(第一) 自然地形＝デルタ沖積低地。(但し、湖州西方の天目山地には盆地・丘陵地区が存在するが面積は大きくない)。(第二) 人工地形＝圩田地帯。(第三) 商業＝定期市の缺如。その歴史記憶すら缺けている。(第四) 社会組織＝宗族組織の缺如。(第五) 社会階層＝郷紳と言う用語＝概念の発生地域であり、その特権に対する均田均役改革は、この五府に於いてのみ組織的に実施された(後述するように、本稿の主題に直接かわる)。(第六) 民間信仰＝住民の共同祭祀・信仰の対象として総管信仰が普遍的である。何れも、筆者のほぼ六十年に及ぼんとする、観察と実証から抽出された共通の(周囲の諸府に見られぬ)属性である。

(2) 学生時代、恩師西嶋定生教授が講義の際に、一九三〇年代末期、明代江南棉業を主題とする卒業論文作成に際し、恩師加

- 藤繁教授から、そのテーマに関する情報が方志に豊富であり、特に注意するようにとの指導があったと語られた。もう一つ、六十年前の私事を語りたい。卒業論文に明代常熟県の水利を選ぶ旨を、東大東洋史の助手室で西嶋教授に申し上げたところ、教授は直ちに書架から方志目録を抜き出し、日本でも常熟の明清の方志が豊富であることを語られた。
- (3) 魏橋・王志邦・俞左平・王永太『浙江方志源流』杭州、浙江人民出版社、一九八八年。王永太氏には、筆者が九十年代に実施した浙江省農村歴史調査で、いろいろ貴重な御教示を頂いた。謝意を表呈する。
- (4) このことについて、『源流』は特に具体的に指摘していない。
- (5) 同治『湖州府志』は、『方志叢書』（台北・成文出版社）第一期に収められており、閲読は至って容易である。
- (6) 潘月山『未信編』（康熙刊本）巻五「筮仕」篇、「四方之人、多聚京師、（中略）須訪本處人員、諮詢風俗」。
- (7) 全「取本治志書一部、翻閱詳明」。
- (8) 『福惠全書』巻二「訪風俗」篇「京師四方所聚、或宦游斯地、或彼地土紳、俱可詳訊」。
- (9) 全 巻三「覽志書」篇「一邑之山川・人物、貢賦・土産、莊村・鎮集、祠廟・橋樑等類、皆志書所畢。（中略）政理用是以足衷焉」。
- (10) 財政・人事などの分権を説く、顧炎武の「封建」論は有名であるが、このような状況を基礎とする言説である。
- (11) 明代後期、国家に対する江南地主階層の不満が、方志に於いて公然と述べられる実例として、著名な万曆『秀水県志』巻一の抗租記事が有る。拙稿「明代法制史料―三、地方志―三万曆『秀水県志』」（山本英史編『中国近世法制史料読解ハンドブック』東洋文庫、二〇一九年）参照。
- (12) 東洋文庫に写真版有り。
- (13) 万曆四年（一五七六）に稿を成し、全六年に刊刻された。日本国内にも、台湾にも刊本は所蔵されていない。
- (14) 『源流』、一四五頁。

- (15) 陳仰光「萬曆湖州府志」『中國地方史總目提要』、一九九六年、台北・漢美圖書有限公司版、六二頁。
- (16) 佐伯有一「明末の董氏の變…所謂「奴變」の性格に關連して」、『東洋史研究』一六卷一—一七卷一、一九五七年。
- (17) 拙著「明代江南農村社会の研究」(東京大学出版会、一九八二年)、第五章「明末浙江の均田均役法」・第九章「均田均役法実施の背景」第二節「湖州府の改革—朱國楨を中心に」参照。
- (18) 前注拙著、第十章「明末清初江南の農民闘争」第四・五節「明末江南の白蓮教乱(1)・(2)」参照。同治『湖州府志』が豊富な情報を伝える。
- (19) 錢繼登、浙江嘉興府嘉善縣の人で、萬曆四十四年の進士である。注目すべきは、本籍迴避制度の實際の運用である。嘉善縣という、²⁾犬牙錯綜(例えば大鎮楓涇は、嘉善縣と松江府華亭縣に跨っている)した隣接の松江府を管する蘇松道に補されていることである。此れに類する事例は、珍しくない。後注(29)参照。
- (20) 陳繼儒『陳眉公全集』卷五六、「答錢龍門」、「縉紳講道學、不如實實講賦役。當道清詞訟、不如細細清賦役、真裕國愛民、江南財藪之第一義也」。
- (21) 明末の江南五府の徭役に就いては、注15拙著第四章「明末清初の役困—均田均役法の前提」第一節「明末の里甲正役」参照。
- (22) 東洋文庫に写真版有り。
- (23) 拙著「明代の判牘」、滋賀秀三編『中國法制史—基本資料の研究』東京大学出版会、一九九三年所収参照。また注(11)参照。
- (24) 乾隆『永定縣志』卷五、兵制志、刑法、「今郡縣志書、罕有記及此者。蓋以律例定自朝廷、天下共守、非一州一邑之事也。世輕世重、又非一日一時之事也」。
- (25) 賦役には二義有り、租税と徭役を併せ呼ぶ場合と、徭役のみを指す場合がある。ここでは、すぐ次に「税糧」の項目が立つ

ているから、徭役のみを指している。

(26) 注(21) 参照。

(27) 天政丙寅(六年。1636) 歳、邑侯馬諱思理念烏程文獻蔚起、風俗淳茂、而志典久軼、掌故靡稽、慨然圖庚新之、屬樸父徐守綱草創。爰是、遠綜近采、杜門編述、粵匝歲而稿始成、進呈馬邑侯。隨請本邑諸薦紳品裁、訖擬授剖劄、會計借期迫、恆以不果為歎。嗣後、邑侯王諱夢鼎復加潤漚、力圖就梓、而乙亥仲夏離任、雅意未遂。是冬樸父亦復見背、事懸有待。今遇劉邑侯下車、即取志稿、詳閱迺「原注・音寄」修「原注・江者取下采民風而薦陳上之義」、猶慮事關通邑未可輕率、特論樸、再請本邑諸薦紳、評定圖迺、鄭重於此舉。適柱史潘諱士遜習靜山中、不斬椽筆、寧嚴而核實、勿泛而濫情、楚楚清裁、足征信史。而宮保閱諱夢得未逝世時、亦留神茲乘、以乃弟文學閔元衡素稱淵博、俾之參訂、增所未備、庶今不孚、古不漏後先輝映、可垂不朽矣。(後略) 崇禎拾年歲次丁丑重九日、生員徐樸謹識。

(28) 族人に、天順八年(一四七二) 進士、弘治十三年刑部尚書に補され、『明史』(卷一八三、列伝七二) に立伝された、閔珪がいる。

(29) 注(17) 前掲拙著、第一部「明代江南の水利慣行」の詳述。その後の成果も含めて総括は、拙著「江南デルタ圩田水利雑考」『中国21』第27号、(愛知大学) 現代中国学会、二〇一二年参照。

(30) 『明清進士題名碑録索引』(上海古籍出版社、一九八〇年。二二八二頁) に拠れば、原籍は南直蘇州府吳江県であるが、万曆四十七年、浙江嘉興県籍で進士を獲得している。前注(18) 参照。

(31) 『嘉興縣啓禎兩朝實録』「白糧」篇所載、戸部尚書李待問上奏所引、金之後上言。原文は、注(17) 前掲拙著二二三頁参照。前掲注(1)、江南の定義を想起されたい。

(32) 明末の白話小説などに登場し始めた「郷宦・郷紳」は、徐々に明末までには概念が固定し、清代には国制の語彙ともなった。ただその含義は、各地の社会構成を反映してさまざまであり、全中国で一概に語ることは出来ない。江南デルタでは、

概ね、進士・挙人と出仕貢生までを意味した。

- (33) 拙著「民望から郷紳へ」十六、七世紀の江南士大夫」『大阪大学大学院文学研究科紀要』第四一号、二〇〇一年、及び「農村社会、覚書」森正夫等編『明清時代史の基本問題』、汲古書院、一九九七年参照。里甲正役（注（31）に金之俊がいう「戸役」）においては、郷紳の優免特権規定は全く存在しない。洪武十三年の規定以降、国制上、正役の優免を否定する規範は、明末まで一切改訂されていない。明代を通じて、優免に関するおおくの規範が登場し、それを以て筆者を批判する見解も存在するが（例えば呉金成「國法與社會慣行——以明代紳士「優免則例」為中心」高明士編『東亞傳統家禮、教育與國法（二）——家内秩序與國法』、台湾大学出版中心、二〇〇五年）、其等は全て里甲雜役の免除規定である。既に嘉靖年間に海鹽縣舉人王文祿が強調し（後掲注（34））、崇禎年間に浙江布政使金之俊が明晰に述べるとおり（前注（31））、里甲正役の優免は、明一代を通じて、國法上存在しない。

- (34) 「詭寄」とは、優免特権を行使する郷紳に、庶民地主などが所有地を名目上寄進し、徭役負担を免れる行為である。注（17）前掲拙著、第四章第三節「避役の構造」参照。

- (35) 王文祿『百陵学山』「策枢」篇「均役」。註（17）前掲拙著五二二頁に原文を引く。

- (36) 注（17）前掲拙著、第五章「明末浙江の均田均役法」第一節「嘉靖年間の論議」及び「嘉興府海鹽縣の改革」参照。

- (37) 明代の里甲制度では、十年ごとに（辛の年）賦役黄冊が作成され、此れに基づいて、十戸の里長戸、百戸の甲首戸が選ばれ、里甲が編成され、徭役を負担した。この事務過程を「編審」と呼ぶ。

- (38) 江南運河の大鎮。湖州運河の分岐点。平望から湖州への人工水路狄塘Ⅱ湖州運河は、既に唐代に開鑿（というよりも堤防Ⅱ塘路が築造）された最古の水路に属する。

- (39) 『湧幢小品』卷二四、「均田」。原文は、注（17）前掲拙著五一五頁に引く。また朱國楨『朱文肅公文集』（刊本は無い。孤本の抄本を靜嘉堂が所蔵）第六冊所収の自伝「自述行略」には、「万曆辛丑、湖州は編審した。当局は（慎重な配慮を缺き）

随意に取り決めた。余は、時艱を目撃し均田條議を巡撫・巡按御史に提議した。(中略)巡撫・巡按は直ちにこの條議を湖州府に下したところ、湖州の富室は皆怒り、甚だしきは余の住まいの破壊を企てた」と述べている。拙著三〇七頁に引く。

(40) ともに若き日、同府徳清県の郷紳、陽明学の許孚遠(後の福建巡撫)に就いて学んだ。

(41) 注(17) 前掲拙著、第五章第四節「湖州府諸県の改革」四参照。

(42) 丁元薦『尊拙堂文集』卷五「金父母去碑記」(注(17) 前掲拙著三二一―二頁に引く)。金父母とは、積極的に均田均役改革を試みた知県金玉節。

(公益財団法人東洋文庫専任研究員)